

こ保運第 498 号
令和元年 5 月 9 日

各保育施設等設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

大津市における交通事故を受けた園外活動の際の安全点検の徹底について（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

5 月 8 日、滋賀県大津市において園外活動中の児童に車が突っ込み、2 名が死亡する痛ましい事故が発生しました。

保育所保育指針第 3 章 3（2）アにも「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。」とあり、園外活動における安全対策が求められています。

各施設におかれましては日ごろから散歩等の園外活動を行う際の安全点検には十分な注意を払っていただいているところではありますが、再度、今回の事故を踏まえて以下の再確認をお願いします。

なお、今回の安全点検の結果をふまえた市の今後の対応については、別途通知します。

再確認を依頼する事項

（1）散歩等の園外活動を行う際の安全点検

通行・横断に注意が必要な道路の再確認、道路を歩く際の園児の誘導方法や配慮事項の再確認 等

（2）事故防止・事故対応マニュアルやお散歩マップ等の再確認

上記（1）で確認した事項のマニュアルや園外活動における手順書、お散歩マップへの反映 等 を行ってください。

（3）マニュアル等や危険箇所の職員間での共有

上記（2）を職員会議などにより全職員への周知徹底を改めて図ってください。

※裏面も参考に再確認をお願いします。

担当 保育・教育運営課 古賀・井上 671-3564

＜参考 1＞「保育所保育指針解説」（第 3 章 3（2）ア）

「保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。」

＜参考 2＞「事故防止と事故対応」（平成 31 年 3 月配布資料）（2 頁）

イ 散歩などの園外保育

* 日常的な活動ですが、目的地やコース、注意点など情報の共有をしましょう。

- ・常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行います。
- ・移動中も全員を把握できるように、誘導方法について配慮します。
- ・保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕を持って配置します。
- ・公園などの固定遊具の状況確認、職員間の役割分担、遊び方を共有することも重要です。
- ・遠足などは、無理のない実施計画（時期・場所・下見）を立てて、職員間で共有します。